

令和2年1月16日付
鳥取県公報号外第5号別冊

平成30年度決算に係る
財政的援助団体等監査結果報告書

令和2年1月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 8 8 号
令和2年1月16日

鳥取県議会議長 藤 縄 喜 和 様
鳥取県知事 平 井 伸 治 様

鳥取県監査委員 小 林 敬 典

鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 広 谷 直 樹

財 政 的 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成30年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第1 監査結果報告

1 監査の概要	1
(1) 監査の対象及び着眼点	1
(2) 監査の実施方法	1
(3) 監査実施団体の数	1
(4) 監査実施期間	1
(5) 監査の執行者	2
2 監査結果	3
(1) 概 要	3
(2) 実施団体別の状況	4
ア 総務部所管団体	4
イ 地域振興部所管団体	4
ウ 観光交流局所管団体	5
エ 福祉保健部所管団体	6
オ 生活環境部所管団体	6
カ 商工労働部所管団体	7
キ 農林水産部所管団体	7
ク 西部総合事務所所管団体	8

第2 監査意見

1 一般財団法人鳥取県観光事業団の指定管理施設の広報及び施設の運営について	9
総務部、交流人口拡大本部、子育て・人財局、生活環境部、農林水産部 (財政課、観光交流局観光戦略課、子育て王国課、緑豊かな自然課、農業振興 戦略監生産振興課)	
2 鳥取砂丘こどもの国の利用者の安全確保について	10
子育て・人財局 (子育て王国課)	
3 移住定住促進事業の取組の拡充について	11
交流人口拡大本部、商工労働部 (ふるさと人口政策課、雇用人材局雇用政策課、鳥取県立鳥取ハローワーク)	
4 大山開山1300年祭を継承したインバウンド施策の強化について	12
西部総合事務所 (地域振興局、生活環境局)	

参 考

1 平成30年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧	13
2 平成30年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要	14
3 指摘の具体的基準について	16

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、指定管理を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 補助金等交付団体

県が、原則として、国補助事業と県単独事業を合わせ全体として補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を1,000万円以上交付している団体又は県単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出 資 団 体	3 3	1 2	9	3
指 定 管 理 者	1 2	4	2	2
補助金等交付団体	2 1 3	1 4	4	1 0
合 計	2 5 8	3 0	1 5	1 5

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査実施期間

令和元年9月20日から同年11月18日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	小林	敬典
同	湯口	夏史
同	山根	朋洋
同	広谷	直樹

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員山根朋洋は一般財団法人鳥取県観光事業団、学校法人米子みどり学園及び一般社団法人鳥取県農業会議について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

監査の結果、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くものを**指摘事項**としてその内容を公表し、関係する部局長に対して、今後適切な取扱い又は改善を行うこととともに、該当する団体に改善を促すことを文書により通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。） に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げるものなど指摘事項に至らないものを**注意事項**として、関係する部局長に対し、是正し又は注意することとともに、該当する団体に改善を促すことを文書により通知した。

- ア 予算事務
指定管理料の目的外支出
- イ 収入事務
納入期限の設定誤りその他収入事務手続の不適正
- ウ 支出事務
支出金額の誤りその他支出事務手続の不適正
- エ 契約事務
契約に定める書類の未受理その他契約事務手続の不適正
- オ 補助金等の執行に関する事務
実績報告書の記載内容誤りその他補助金等に係る事務手続の不適正
- カ 財産管理事務
理事長の承認のない財産処分その他財産管理事務手続の不適正
- キ その他の事務
財務諸表の記載不備その他事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 総務部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
		指定管理	
公益社団法人鳥取県人権文化センター 〔指定管理施設〕 ・人権ひろば21（指名）	令和元年9月20日 （書面監査）	指定管理	9,377,635円
		補助金等	174,000円

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局（平成30年度）で区分している。

なお、指摘事項のある団体については、所管する部局ごとに記載している。

注2 実施団体の欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県（立・営）」の名称は省略している。

また、指定管理施設名に（指名）と記載しているのは、指名指定であり、記載のない施設は公募によるものである。

注3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに（書面監査）と記載している団体は書面監査を行った団体である。

注4 財政的援助等の概要の欄の指定管理の項目の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて平成30年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は確定後の額である。

注5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が平成30年度に支出した補助金等（貸付金を除く。）及び県からの貸付金の平成30年度末の残高の合計額である。

注6 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項はなかった。

イ 地域振興部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
		補助金等	
公益財団法人鳥取県市町村振興協会	令和元年10月9日 （書面監査）	補助金等	295,743,999円
公立大学法人公立鳥取環境大学	令和元年11月1日	出資金額	4,168,415,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	515,986,960円
一般社団法人鳥取県私学振興会	令和元年10月30日 （書面監査）	補助金等	90,055,154円
学校法人松柏学院	令和元年10月21日 （書面監査）	補助金等	315,212,566円
公益財団法人鳥取県文化振興財団 〔指定管理施設〕 ・県民文化会館（指名） ・倉吉未来中心（指名）	令和元年10月24日	出資金額	2,000,000,000円
		出資比率	100.0%
		指定管理	333,825,808円
			(241,904,000円)
			(91,921,808円)
		補助金等	39,739,855円

一般財団法人鳥取県水泳連盟 ・公益財団法人鳥取県体育協会共同企業体 〔指定管理施設〕 ・東山水泳場	令和元年10月31日	指定管理	55,482,000円
一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会	令和元年11月12日	補助金等	31,058,447円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

ウ 観光交流局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
一般財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・鳥取砂丘こどもの国 ・氷ノ山自然ふれあい館 ・中国庭園燕趙園 ・鳥取二十世紀梨記念館 ・夢みなとタワー ・とっとり花回廊	令和元年10月23日、25日、30日、11月7日	出資金額	500,000円
		出資比率	100.0%
		指定管理	792,907,000円
			(86,802,000円)
			(49,063,000円)
			(73,647,000円)
			(109,235,000円)
	(113,286,000円)		
	(360,874,000円)	補助金等	828,500円
公益財団法人鳥取県国際交流財団	令和元年10月11日	出資金額	500,320,000円
		出資比率	79.3%
		補助金等	63,967,805円
一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団	令和元年10月11日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	38.3%
		補助金等	350,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項があった。

〔指摘事項〕

- 平成28年度の未収金について、当該年度中に収納しているにもかかわらず、未収金として決算し、そのまま訂正処理していないものがあった。また、調定を行っていない売上金があった。

(一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取二十世紀梨記念館：所管課 農林水産部農業振興戦略監生産振興課)

- 職員の通勤手当について、支給根拠のない加算額を支給していた。また、食糧費について、支出基準に適合しない支出をしているものがあった。
(一般財団法人鳥取県観光事業団 本部：所管課 観光戦略課)
- とっとり花回廊植栽管理業務に係る委託契約について、見積書の徴取前に作成すべき予定価格調書を見積書受領後に作成していた。
(一般財団法人鳥取県観光事業団 とっとり花回廊：所管課 農林水産部農業振興戦略監生産振興課)

エ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
特定非営利活動法人サポートイルカ	令和元年10月25日 (書面監査)	補助金等	32,470,000円
特定非営利活動法人みんなの家	令和元年11月12日 (書面監査)	補助金等	27,940,000円
学校法人米子みどり学園	令和元年10月30日 (書面監査)	補助金等	46,863,000円
公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク	令和元年10月30日 (書面監査)	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.3%
		補助金等	14,759,872円
鳥取赤十字病院	令和元年10月9日 (書面監査)	補助金等	45,311,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

オ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター	令和元年10月31日	出資金額	6,802,536円
		出資比率	34.0%
		補助金等	123,612,895円
一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体 〔指定管理施設〕 ・東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く)	令和元年10月9日 (書面監査)	指定管理	119,726,000円
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	令和元年10月30日 (書面監査)	出資金額	2,000,000円
		出資比率	44.2%
		補助金等	16,872,001円

公益財団法人鳥取県天神川 流域下水道公社 〔指定管理施設〕 ・天神川流域下水道天神浄 化センター（指名）	令和元年10月23日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	531,742,320円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

カ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
		鳥取県中小企業団体中央会	令和元年10月30日 (書面監査)
公益財団法人ふるさと鳥取 県定住機構	令和元年11月5日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	1,515,237円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

キ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
		一般社団法人鳥取県農業会 議	令和元年11月12日
鳥取県土地改良事業団体連 合会	令和元年11月12日 (書面監査)	補助金等	20,877,474円
一般社団法人鳥取県果実生 産出荷安定基金協会	令和元年11月18日	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25.0%
		補助金等	5,654,996円
鳥取県漁業信用基金協会	令和元年10月17日 (書面監査)	出資金額	255,450,000円
		出資比率	34.5%
一般社団法人鳥取県物産協 会	令和元年11月5日	補助金等	28,873,000円
鳥取県東部森林組合	令和元年10月9日 (書面監査)	補助金等	150,114,594円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項があった。

〔指摘事項〕

- 貸借対照表の作成について、会計処理規程に定められていない勘定科目を使用しており、また、財産目録について、誤った様式で作成していた。

勘定科目の不適正については平成25年度及び28年度に実施した監査で注意し、財産目録の不適正については平成28年度に実施した監査で注意していたが、いずれも改善していなかった。

(一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会：所管課 農業振興戦略監生産振興課)

ク 西部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
一般社団法人大山観光局 〔指定管理施設〕	令和元年10月30日	指定管理	30,000,000円
・大山駐車場(指名)			(0円)
・大山自然歴史館			(30,000,000円)
鳥取日野森林組合	令和元年11月11日	補助金等	122,286,339円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

第2 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の4項目について、監査委員の意見として提出する。

1 一般財団法人鳥取県観光事業団の指定管理施設の広報及び施設の運営について

総務部（所管課：財政課）

交流人口拡大本部、子育て・人財局、生活環境部、農林水産部（所管課：観光交流局観光戦略課、子育て王国課、緑豊かな自然課、農業振興戦略監生産振興課）

・監査対象：一般財団法人鳥取県観光事業団

（指定管理：夢みなとタワー、鳥取砂丘こどもの国、氷ノ山自然ふれあい館、中国庭園燕趙園、とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館）

一般財団法人鳥取県観光事業団（以下「観光事業団」という。）は、さまざまな県立施設の管理運営を一元的に行っており、観光の側面から地域の振興に寄与している。それら施設全体における来客数は近年120万人程度で推移し、更に今年度からはとっとり賀露かっこ館の管理運営を開始するなど今後の発展が期待される。

中国庭園燕趙園（以下「燕趙園」という。）は中部エリアを代表する東郷池周辺のウォーキングコース上に位置しているほか、氷ノ山自然ふれあい館（以下「自然ふれあい館」という。）は、国道482号の兵庫県側の改良や、つく米バイパスの開通により、若桜町の施設である高原の宿氷太くんとともに、利便性が格段に向上している。また、夢みなとタワーは、隣接する境夢みなとターミナルが今春供用を開始し、海外からの多くの観光客が来訪することになるほか、鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）では、建設が予定されている県立美術館との相乗効果が見込まれるなど、これらの施設では新たな観点から利用者の掘り起こしが期待される。

今回の監査の結果、自然ふれあい館では、開館ときに制作した映像の上映について、館内の誘導案内や外部へのPRも十分になされているとはいえない状況であった。また、燕趙園では、観光事業団が企画した中国雑技ショーが毎日公演されており、パンフレットなどでPRがなされているものの、県内外に対し、今以上にPRに取り組む余地があるように思われる。

さらに、各施設とも開設から相当の年数が経過しており、自然ふれあい館や二十世紀梨記念館では一部の展示設備が故障したままである。また、燕趙園では鳥取県中部地震で影響を受けた展望台において、応急措置として柱と柱との間の一部を壁構造で補強しているために開園当時のその場からの眺望が狭められており、鳥取砂丘こどもの国ではバードケージ跡地が立入禁止のまま9年が経過している状況であった。

については、施設開設時から周辺環境も刻々変化してきていることから、県は、観光事業団と連携を十分図りながら、広く県内外に向けたPRが十分か検証を行うとともに、中長期的な視点から指定管理施設の利活用促進に向けて取り組まれない。

2 鳥取砂丘こどもの国の利用者の安全確保について

子育て・人財局（所管課：子育て王国課）

・監査対象：一般財団法人鳥取県観光事業団
（指定管理：鳥取砂丘こどもの国）

こどもの国は、低年齢の子供が多く利用する施設であり、利用する皆さんが安心して安全に利用できるようにすることは施設管理の基本である。

県と観光事業団の指定管理協定においては、施設・設備の適切な機能維持と利用者へのサービス・安全性を確保するため、専門業者による遊具等の点検や職員による巡回の実施が明示されている。

それを受けて、観光事業団では、独自に園内の巡視方法に関する安全点検総括表を作成しているが、H30年度にはそれを改定し点検業務のさらなる見える化を図るとともに、点検結果の記録や情報共有を行い、施設の安全管理の徹底を図っているところである。

しかし、来園者の多くは低年齢の子供であり、保護者の管理下であっても思いもよらない行動をとる可能性も否定できない。

また、こどもの国の園内は広大で、地形には起伏もあって見通しが利かない場所もあり、管理事務所から遠い場所で、例えば気温が高い時期に子どもが熱中症にかかる可能性や、思いもよらないけがなどをする可能性も考えられるため、緊急時の対応を想定しておく必要がある。

観光事業団は、安全管理に万全を尽くしているとはいえ、職員による対応には限界もあるため、施設管理者である県としても、子供の安全対策にはしっかり取り組む必要がある。

ついては、県は、施設の安心安全を確保するために、特に低年齢の子供に配慮した安全対策が行き届いているかどうか検証を行うとともに、緊急時に迅速に対応できる仕組みを整備するなど、より充実した対応を検討されたい。

3 移住定住促進事業の取組の拡充について

交流人口拡大本部、商工労働部（所管課：ふるさと人口政策課、雇用人材局雇用政策課、鳥取県立鳥取ハローワーク）

・ **監査対象：公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（出資、補助金）**

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「定住機構」という。）は、本県へのUターンやIターン、Jターン等による移住を促進する事業や、県外に進学した学生の県内へのUターン就職の促進などの取組を行っているが、その取組は、関西及び首都圏が中心となっている。

また、本県内に移住した方は40歳未満の子育て世代が7割を占めており、自然と調和した暮らしや豊かな自然を生かした子育て環境、子育て世代への充実した支援策等に惹かれて移住を決断した方も多い状況であるが、その方々を対象とした説明会や相談会も東京や大阪での開催がほとんどである。

ついては、県は、移住を促進するための取組に当たっては、関西や首都圏からの移住に主眼を置くだけではなく、本県出身者や本県への来訪経験者も多い、例えば中・四国地方など他の地域に居住している方への効果的な情報提供等も強化されたい。

また、移住を促進するに当たっては、移住のきっかけを問わず定住していただくことが重要である。移住に際し定住機構の相談窓口や各種移住支援制度を利用した方々については、移住後の状況を把握することは比較的容易で、定住につながるようなサポートも可能ではあるが、窓口等を利用せず移住してきた方々に対してはそのようなサポートが行き届かないことも心配される。

ついては、県は、移住後の定着を促すため、子育て王国をはじめとする本県の住みやすさの情報が、移住の前後を通じて継続的に伝わるような取組や移住後の地域での受入体制等サポートの一層の充実について検討されたい。

4 大山開山1300年祭を継承したインバウンド施策の強化について

西部総合事務所（所管課：地域振興局、生活環境局）

・ 監査対象：一般社団法人大山観光局

（指定管理：大山駐車場、大山自然歴史館）

大山は中国地方の最高峰で、長い歴史と豊かな自然にまつまれた、本県の主要な観光資源である。平成29年度からの3か年をかけて伯耆国「大山開山1300年祭」が行われたが、県はこの機会を捉え、近隣市町村と連携して第3回「山の日」記念全国大会を開催するなど、自然と歴史・文化的な側面も情報発信し、県外においても大山に対する認知度の高まりが感じられるところである。

大山圏域には、これまでも境港や米子空港経由で海外から多くの観光客が来訪しているが、DBSクルーズフェリーの運休や米子ソウル便が非運航になる一方で、上海から米子空港への定期便が就航されるなど、海外からの観光客の動向は流動的ではある。このような状況の下、本県では各種の取組がなされているが、一般社団法人大山観光局では中国でのスキー人気の高まりを受けて中国人観光客を想定したスキーツアーの企画などを行われているところである。

大山圏域においては、大山開山1300年祭を機に、関係機関が連携して地域の魅力を高め、発信してきたが、今後の地域振興につなげていくためには、境夢みなとターミナルの供用開始により北東アジアゲートウェイとしての機能が高まる境港に近いという地理的条件を活かすとともに、今年開催される東京オリンピック・パラリンピックの訪日客を誘引する取組を行うことはもとより、ワールドマスターズゲームズ2021関西も視野に入れるなど、引き続き関係機関それぞれが行う取組を有機的に連携していくことが重要である。

ついては、県は、大山開山1300年祭による成果を引き継ぎ、インバウンド対策を含めた地域振興策のより積極的な展開を図られたい。

参 考

(参考1)

平成30年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	団体名	財政支援の種別			本監査 実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	(公社) 鳥取県人権文化センター		○	○	R1.9.20	総務部 人権局人権・同和対策課
2	(公財) 鳥取県市町村振興協会			○	R1.10.9	地域振興部 地域振興課
3	(公大) 公立鳥取環境大学	○		○	R1.11.1	地域振興部 教育・学術振興課
4	(一社) 鳥取県私学振興会			○	R1.10.30	地域振興部 教育・学術振興課
5	(学) 松柏学院			○	R1.10.21	地域振興部 教育・学術振興課
6	(公財) 鳥取県文化振興財団	○	○	○	R1.10.24	地域振興部 文化政策課
7	(一財) 鳥取県水泳連盟・(公財) 鳥取県体育協会共同企業体		○		R1.10.31	地域振興部 スポーツ課
8	(一社) 鳥取県障がい者スポーツ協会			○	R1.11.12	地域振興部 スポーツ課
9	(一財) 鳥取県観光事業団	○	○	○	R1.10.23 ~11.7	観光交流局 観光戦略課 福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課 生活環境部 緑豊かな自然課 農林水産部 農業振興戦略監生産振興課
10	(公財) 鳥取県国際交流財団	○		○	R1.10.11	観光交流局 交流推進課
11	(一財) 因幡街道ふるさと振興財団	○		○	R1.10.11	観光交流局 交流推進課 地域振興部 文化政策課
12	(特非) サポートイルカ			○	R1.10.25	福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課
13	(特非) みんなの家			○	R1.11.12	福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課 福祉保健部 健康医療局医療政策課
14	(学) 米子みどり学園			○	R1.10.30	福祉保健部 子育て王国推進局子育て応援課
15	(公財) 鳥取県臓器・アイバンク	○		○	R1.10.30	福祉保健部 健康医療局医療政策課
16	鳥取赤十字病院			○	R1.10.9	福祉保健部 健康医療局医療政策課
17	(公財) 鳥取県環境管理事業センター	○		○	R1.10.31	生活環境部 循環型社会推進課
18	(一財) 鳥取県観光事業団・(株) チュウブ共同企業体		○		R1.10.9	生活環境部 緑豊かな自然課
19	(公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター	○		○	R1.10.30	生活環境部 暮らしの安心局暮らしの安心推進課
20	(公財) 鳥取県天神川流域下水道公社	○	○		R1.10.23	生活環境部 暮らしの安心局水環境保全課
21	鳥取県中小企業団体中央会			○	R1.10.30	商工労働部 企業支援課
22	(公財) ふるさと鳥取県定住機構	○		○	R1.11.5	商工労働部 雇用人材局雇用政策課 元気づくり総本部 元気づくり推進局とっとり暮らし支援課
23	(一社) 鳥取県農業会議			○	R1.11.12	農林水産部 経営支援課
24	鳥取県土地改良事業団体連合会			○	R1.11.12	農林水産部 農地・水保全課
25	(一社) 鳥取県果実生産出荷安定基金協会	○		○	R1.11.18	農林水産部 農業振興戦略監生産振興課
26	鳥取県漁業信用基金協会	○			R1.10.17	農林水産部 水産振興局水産課
27	(一社) 鳥取県物産協会			○	R1.11.5	農林水産部 市場開拓局販路拡大・輸出促進課
28	鳥取県東部森林組合			○	R1.10.9	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所
29	(一社) 大山観光局		○		R1.10.30	西部総合事務所 地域振興局 西部総合事務所 生活環境局
30	鳥取日野森林組合			○	R1.11.11	西部総合事務所 日野振興センター日野振興局 西部総合事務所 農林局

※1 「団体名」の(公社)は公益社団法人を、(公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人を、(一財)は一般財団法人を、(公大)は公立大学法人を、(学)は学校法人を、(特非)は特定非営利活動法人を、(株)は株式会社を表している。

※2 「所管部局等」は 団体の主たる業務内容を所管する部局(平成30年度)である。

(参考2)

平成30年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

1 処置の件数

(単位：件、団体)

区 分	指 摘	注 意	合 計	監査実施団体数
平成30年度決算に係る監査結果	4 (2)	92 (23)	96 (23)	30
平成29年度決算に係る監査結果	10 (6)	84 (27)	94 (29)	40
平成28年度決算に係る監査結果	6 (4)	63 (21)	69 (21)	39
平成27年度決算に係る監査結果	5 (4)	70 (29)	75 (29)	41
平成26年度決算に係る監査結果	3 (3)	62 (25)	65 (27)	50

(注) 合計欄の()の団体数は指摘又は注意に該当する団体数であり、重複分を除いているため合計団体数とはならない。

2 処置の事項別内訳

区 分	平成30年度決算 に係る監査結果			平成29年度決算 に係る監査結果			平成28年度決算 に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	1	1	0	0	0	0	0	0
収 入	1	4	5	1	0	1	0	3	3
支 出	1	5	6	1	8	9	0	2	2
契 約	1	22	23	3	34	37	2	24	26
補助金	0	20	20	3	18	21	1	12	13
工 事	0	0	0	0	2	2	0	0	0
財 産	0	4	4	1	3	4	2	7	9
その他	1	36	37	1	19	20	1	15	16
合 計	4	92	96	10	84	94	6	63	69

3 指摘事項(4件)の内訳

区 分	件数	事 由	団 体 名
収 入	1	調定なし等	一般財団法人鳥取県観光事業団
支 出	1	手当支給の不適正(5万円以上)	
契 約	1	予定価格調書作成の不適正(100万円以上)	
その他	1	財務諸表作成の不適正	一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会
合 計	4		2団体

4 注意事項（92件）の内訳

区 分	件数	事 由
予 算	1	指定管理料の目的外支出
収 入	4	納入期限の設定誤り、科目誤り 等
支 出	5	支出金額の誤り 等
契 約	22	契約に定める書類の未受理、契約書の内容不備 等
補助金	20	実績報告書の記載内容誤り、関係書類の保存不備 等
財 産	4	理事長の承認のない財産処分、金券類の書類不備 等
その他	36	財務諸表・財産目録の記載不備 等
合 計	92	

(参考3)

指 摘 の 具 体 的 基 準 に つ い て

1 財政的援助団体等監査における指摘の具体的基準について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置(指摘及び注意)は、鳥取県監査基準(下記2)により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、定期監査に係る監査処置基準の運用指針(下記3)に準じて行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。
なお、処置は、前年度の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

2 鳥取県監査基準(抜粋)

別表第4(第10条関係)

監 査 処 置 基 準

処置区分	処置の事案	処置の内容
指 摘	1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考 上記の処置区分による処置が適当でないと認められるときは、その他の処置をすることができる。

注 上記の「処置の内容」について、財政的援助団体等監査においては、部局長に対して団体に改善を促すよう通知するとともに、団体に対して適切に対処するよう通知することとしている。

3 監査処置基準の運用指針(要旨)

区 分	項 目	指摘の具体的基準
2 収 入	調定の不適正	調定漏れ又は調定金額の誤っているもの(合計額5万円以上)
3 支 出	支出事務の不適正	重大なもの又は著しいもの
4 契 約	予定価格の不適正	予定価格が決定されていないもの(競争入札に付したもの又は1件100万円以上のもの)
8 その他	財務諸表の作成の不適正	重大なもの又は著しいもの